



2025年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社パワーソリューションズ
代 表 者 名 代表取締役社長 高橋 忠郎
(コード番号: 4450 東証グロース)
問 合 せ 先 執行役員経営企画本部長
加藤 康男
電 話 番 号 03-6878-0284

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部改定することを決議し、本制度に関する議案を2025年3月26日開催予定の第23期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の理由

本制度は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度①」といいます。）及び当社における一定期間の継続した勤務に加えて、当社の取締役会が目標値として設定した一定の業績目標を上回ることを譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度②」といいます。）から構成されております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は、2020年3月27日開催の第18期定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。本制度①については、2023年3月30日開催の第21期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して付与する当社の普通株式の総額を、対象取締役の報酬額の内枠で、年額3,300万円以内とご承認いただいております。また、本制度②については、2022年3月30日開催の第20期定時株主総会において、対象取締役に対して付与する当社の普通株式の総額を、対象取締役の報酬額の内枠かつ本制度①の報酬額の外枠で、年額2,400万円以内（3年分累計の場合には7,200万円以内）とご承認いただいております。

今般、対象取締役に、さらなる企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり、本制度②の報酬額等について必要な改定を行うことといたします。

2. 本制度の改定の内容

本制度①を廃止するとともに、本制度②に基づき対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総額を、年額5,680万円以内（3年分累計の場合には17,040万円以内）へと増額し、当該増額に伴い、当社が本制度②に基づき対象取締役に交付する株式数を、年56,800株以内（ただし、最大で、3年分累計170,400株を一括して支給できるものとする。また、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とすることにつきご承認をお願いいたします。なお、各対

象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

以上の改定点を除き、本制度の内容に変更はございません。本制度の内容につきましては、2021年2月12日付の「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」、2022年2月14日付の「譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」及び2023年2月14日付の「譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考) 当社は、当社の執行役員についても、本制度①と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入していましたが、本株主総会終結の時以降、当該制度を廃止する予定です。

以上